

令和7年12月市議会定例会議

経済民生常任委員会資料

《 目 次 》

- 議案 第123号 福島市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例制定の件 ・・・・・・・・・・・・2頁
- 議案 第127号 福島市火災予防条例及び福島市火入れに関する条例の一部を ・・・・・・・・・・・・3頁
改正する条例制定の件（所管分）
- 議案 第109号 令和7年度福島市一般会計補正予算（所管分） ・・・・・・・・・・・・4頁
- 議案 第114号 令和7年度福島市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算

農政部・農業委員会

議案 第123号 福島市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例制定の件

- 2 -

1 改正の趣旨

卸売市場法の一部改正に伴い、卸売市場に取引の適正化に資する項目の公表が義務付けられたため、所要の改正を行う。

議案書
P58~P59

2 改正内容

■公表する項目

- (1) 卸売市場で取り扱う品目のうち、値頃感で価格が決められやすいもの（農林水産大臣が指定）
- (2) 生産、集出荷、卸売、小売等の各段階の実額コストにかかる指標（農林水産大臣が指定した団体が作成）
- (3) コストを下回る価格での取引を抑止するため、国が実施する措置の内容

3 条例施行日

令和8年4月1日

4 新旧対照表

新	旧
<p><u>(食品等持続的供給法に係る公表)</u></p> <p><u>第43条の2 市長は、インターネットの利用その他の適切な方法により、次に掲げる事項を公表するものとする。</u></p> <p><u>(1) 取扱品目のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）</u></p> <p><u>第42条第1項に規定する指定飲食料品等（取扱予定のないものを除く。）</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標</u></p> <p><u>(3) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容</u></p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p><u>第68条 (略)</u></p> <p>2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第5条（第1項を除く。）、第12条の5第1項、第20条第1項、第21条（第2項を除く。）、第22条、第23条、第24条、第27条、第28条、第32条第2項、第39条、第40条（第2項を除く。）、第41条、第43条（第3項を除く。）、<u>第43条の2</u>、第50条第1項から第3項まで（第3項本文を除く。）、第51条から第54条まで、第55条第2項、第56条第2項、第58条第1項、第63条、第64条、第65条第2項及び第66条第2項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p><u>第68条 (略)</u></p> <p>2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第5条（第1項を除く。）、第12条の5第1項、第20条第1項、第21条（第2項を除く。）、第22条、第23条、第24条、第27条、第28条、第32条第2項、第39条、第40条（第2項を除く。）、第41条、第43条（第3項を除く。）、<u>第43条の2</u>、第50条第1項から第3項まで（第3項本文を除く。）、第51条から第54条まで、第55条第2項、第56条第2項、第58条第1項、第63条、第64条、第65条第2項及び第66条第2項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。</p> <p>3 (略)</p>

議案 第127号 福島市火災予防条例及び福島市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定の件

— 3 —

議案書

P65～P66

1 改正の趣旨

消防庁から発出された林野火災予防の実効性を高めるための技術的助言に基づき、自治体が住民に対し発出できる火の取扱いにかかる注意報の新設等にかかる改正を行う。

2 改正内容

林野火災に関する注意報について、火入れ中止等の条件として規定する。また、あわせて文言の修正をする。

3 条例施行日

令和8年1月1日

4 新旧対照表

新	旧
(許可の申請) 第2条 (略) (1)・(2) (略) (3) 申請者が、請負契約に基づき火入れをしようとする者である場合には、請負契約書の <u>写し</u>	(許可の申請) 第2条 (略) (1)・(2) (略) (3) 申請者が、請負契約に基づき火入れをしようとする者である場合には、請負契約書の <u>写</u>
(許可の要件) 第3条 市長は、当該申請に係る火入れが次の各号の <u>全て</u> に該当する場合でなければ許可をしてはならない。 (1)・(2) (略)	(許可の要件) 第3条 市長は、当該申請に係る火入れが次の各号の <u>すべて</u> に該当する場合でなければ許可をしてはならない。 (1)・(2) (略)
(許可後における指示) 第5条 市長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、法第21条の規定に基づき火入れの <u>差止め</u> 又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。	(許可後における指示) 第5条 市長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、法第21条の規定に基づき火入れの <u>差し止め</u> 又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。
(火入れの中止) 第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、強風注意報、 <u>若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報</u> 若しくは火災警報が発令された場合には、火入れをしてはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。	(火入れの中止) 第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、強風注意報、 <u>異常乾燥注意報又は</u> 火災警報が発令された場合には、火入れをしてはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、異常乾燥注意報 <u>若しくは火災警報が発令されたとき</u> には、速やかに消火しなければならない。

(農林整備課)

○債務負担行為（追加）

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
放射性物質吸収抑制対策事業費	令和7年度から令和8年度まで	8,558

議案書 P. 11
補正予算説明書
歳出 P. 38

○債務負担行為で令和8年度以降にわたるものについての令和6年度末までの支出額又は支出額の見込み
及び令和7年度以降の支出予定額等に関する調書補正（追加）

- 放射性セシウムの水稻への移行をより効果的に抑えられるカリ肥料を水稻作付農家へ配布するために要する経費（震災後初めて作付けするほ場）

(単位：千円)

事 項	限度額	令和6年度末 までの支出額		令和7年度以降の支出予定額		左の財源内訳			一般財源	
		令和7年度	令和8年度以降	特定財源						
		期間	金額	金額	期間	金額	国・県支出金	地方債	その他	
放射性物質吸収抑制対策事業費（水稻）	125	-	-	-	令和7年度	125	125	-	-	-

対象地区	面積 (ha)	施用量 (kg)
市内全域 (震災後新規作付するほ場)	1.355	813

・事業実施主体 ふくしま未来農業協同組合

- 放射性セシウムの牧草への移行をより効果的に抑えられるカリ肥料を牧草作付農家へ配布するために要する経費

(単位：千円)

事 項	限度額	令和6年度末 までの支出額		令和7年度以降の支出予定額		左の財源内訳			一般財源	
		令和7年度	令和8年度以降	特定財源						
		期間	金額	金額	期間	金額	国・県支出金	地方債	その他	
放射性物質吸収抑制対策事業費（牧草）	8,433	-	-	-	令和8年度	8,433	8,433	-	-	-

対象地区	面積 (ha)	施用量 (kg)
市内全域 (除染等実施牧草地)	85.58	43,645

・事業実施主体 ふくしま未来農業協同組合
福島県酪農業協同組合

(農業振興課)